

障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び 「障がい者相談支援事業」の運営事業者公募の選考結果について

1. 選考方法

恵庭市障がい者相談支援事業・基幹相談支援事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき審査会を開催し、委員による書類審査・事業者プレゼンテーション審査・ヒアリング審査による総合審査を実施して選考しました。評価得点の満点は600点で、選考条件は、総合得点の6割を満たす360点以上で適格となります。

2. 審査会開催日

第1回 令和7年 8月21日（木）

第2回 令和7年10月15日（水）

3. 選考結果

「恵庭市基幹相談支援センター事業」に1者、「恵庭市障がい者相談支援事業」に1者の参加申込があり、第2回審査会において、以下のとおりの選考結果となりました。

（1）恵庭市基幹相談支援センター事業委託事業者

①受託予定者

医療法人盟侑会

②評価結果

431点（適格） ※満点／600点、選考基準／360点以上

（2）恵庭市障がい者相談支援事業委託事業者

①受託予定者

なし

②評価結果

351点（欠格） ※満点／600点、選考基準／360点以上

4. その他

受託予定者なしとなった「恵庭市障がい者相談支援事業」につきましては、再公募を行い、再公募期日とした令和7年11月28日（金）までに1者の応募があったことから、審査会による総合審査を行い、事業者を選考する予定としております。

- ・第3回審査会 令和7年12月15日（月）開催予定